

## 鹿 児 島 県 公 報

平成24年6月1日（金）第2808号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定例発行日（毎週火、金）  
定価 送料共1箇月2,650円

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

規 則	
○農業共済組合等検査規則の一部を改正する規則（※）	（農業経済課取扱い） 1
告 示	
○鹿児島県地域総合整備資金貸付要綱の一部を改正する要綱（※）	（財政課取扱い） 2
○保安林の指定（2件）	（森づくり推進課取扱い） 2
○平成24年度に皆伐することができる保安林の伐採面積の許容限度の公表	（森づくり推進課取扱い） 3
○生活保護法等に基づく医療機関等の指定（3件）	（社会福祉課取扱い） 5
○生活保護法等に基づく指定医療機関等の変更事項の届出（2件）	（社会福祉課取扱い） 6
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止	（介護福祉課取扱い） 6
○肥料の登録の有効期間の更新	（食の安全推進課取扱い） 6
○土地改良区の役員の就退任の届出	（農地整備課取扱い） 7
○基本測量の実施（2件）	（監理課取扱い） 7
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	（砂防課取扱い） 8
○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（4件）	（北薩地域振興局取扱い） 9 （始良・伊佐地域振興局取扱い） 9
公 告	
○大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告（3件）	（商工政策課取扱い） 10
教 育 委 員 会 告 示	
○指定管理者の変更事項の届出	（文化財課取扱い） 11
選 挙 管 理 委 員 会 告 示	
○政治団体の名称等の公表	（選挙管理委員会取扱い） 11
人 事 委 員 会 規 則	
○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則（※）	（職員課取扱い） 14
監 査 委 員 公 表	
○監査結果の報告に係る措置の公表	（監査委員事務局取扱い） 14
公 安 委 員 会 公 告	
○警備業貴重品運搬警備業務2級検定実施公告	（生活安全企画課取扱い） 15
収 用 委 員 会 告 示	
○収用裁決手続開始の決定	（収用委員会取扱い） 17
正 誤	
○鹿児島県公報第2801号（平成24年5月8日付け）の一部訂正	（選挙管理委員会取扱い） 17

## 規 則

農業共済組合等検査規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年6月1日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

**鹿児島県規則第43号**

農業共済組合等検査規則の一部を改正する規則

農業共済組合等検査規則（昭和27年鹿児島県規則第81号）の一部を次のように改正する。

第2条中「組合等に法令，法令に基づく行政庁の処分及び条例又は定款を遵守させ，」を「合法性，合目的性及び合理性の観点から」に，「及び会計（」を「又は会計（共済事業を行う）」に，「及び会計。」を「又は会計。」に改め，同条の次に次の1条を加える。

（検査の観点）

第2条の2 検査に当たっては，次の各号に掲げる観点について，それぞれ当該各号に定める内容を確認するものとする。

- (1) 合法性 定款，共済規程，共済事業の実施に関する条例，諸規則等（以下「定款等」という。）の整備状況並びに法令，法令に基づいてする行政庁の処分及び定款等の遵守状況
- (2) 合目的性 農業災害補償法第1条の目的及び定款等において組合等が定めた業務又は事業目的に合致した運営がなされているかどうか。
- (3) 合理性 組合等の業務又は会計が，効率性の観点から見て合理的に運営されているかどうか。

第3条を次のように改める。

（検査の要領）

第3条 検査は，別に定める農業共済組合等検査実施要領に従い，組合等の業務及び会計の全てについて行うものとする。ただし，知事が特に指示した場合は，この限りでない。

第10条第1項中「については市町村長」を「にあつては市町村の長」に改める。

第12条中「市町村長」を「市町村の長」に，「，検査の結果」を「対し，口頭で検査中に明らかとなつた事項」に改める。

第13条第1項中「ときは，」の次に「速やかに」を加え，同条第2項中「法令，条例，定款等に違反している事項又は」を「合法性，合目的性及び合理性の観点から」に，「若しくは」を「又は」に改め，「認められる」の次に「重要な指摘」を加え，「とともに，当該検査書に記載された事項に関する見解及び今後実施しようとする措置を記載した検査回答書の提出を求めるものとする」を削り，同条第3項を削り，同条第4項中「第142号の4」を「第142条の4」に改め，同項を同条第3項とする。

附 則

この規則は，公布の日から施行する。

**告 示****鹿児島県告示第687号**

鹿児島県地域総合整備資金貸付要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

平成24年6月1日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県地域総合整備資金貸付要綱の一部を改正する要綱

鹿児島県地域総合整備資金貸付要綱（平成2年鹿児島県告示第1811号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成23年5月27日から平成24年3月31日まで」を「平成24年6月1日から平成25年3月31日まで」に改める。

附 則

この要綱は，平成24年6月1日から施行する。

**鹿児島県告示第688号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により，次のとおり保安林として指定する。

平成24年6月1日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林の所在場所  
枕崎市妙見町906番4から906番6まで、913番、913番1、914番2、915番2、916番1、916番2、917番、918番3、918番4、924番4
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び枕崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**鹿児島県告示第689号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成24年6月1日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林の所在場所  
出水市上大川内字平田2539番30、字塩鶴2842番51、字木場田3115番51、3115番53、3115番83
- 2 指定の目的  
風害の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び出水市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**鹿児島県告示第690号**

平成24年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりである。

平成24年6月1日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

同一の単位とされる保安林	皆伐面積の限度 (ヘクタール)
甲突川～馬渡川地区水源かん養保安林	211.78
串木野～花渡川地区水源かん養保安林	429.84
川内川下流地区水源かん養保安林	984.05
出水地区水源かん養保安林	607.02
川内川中流地区水源かん養保安林	894.98

別府川～新川地区水源かん養保安林	768.97
本城川～内之浦地区水源かん養保安林	1,311.65
肝属川地区水源かん養保安林	625.39
菱田川地区水源かん養保安林	262.42
大淀川上流地区水源かん養保安林	138.72
種子島地区水源かん養保安林	181.11
屋久島地区水源かん養保安林	1,680.56
それぞれの島地区水源かん養保安林	1,021.16
計	9,117.65
甲突川～馬渡川地区土砂流出防備保安林	15.02
串木野～花渡川地区土砂流出防備保安林	30.97
川内川下流地区土砂流出防備保安林	10.24
出水地区土砂流出防備保安林	13.73
川内川中流地区土砂流出防備保安林	12.32
別府川～新川地区土砂流出防備保安林	13.53
本城川～内之浦地区土砂流出防備保安林	121.53
肝属川地区土砂流出防備保安林	6.39
菱田川地区土砂流出防備保安林	8.93
大淀川上流地区土砂流出防備保安林	0.14
種子島地区土砂流出防備保安林	0.98
屋久島地区土砂流出防備保安林	90.56
計	324.34
川内川下流地区飛砂防備保安林	2.12
計	2.12
川内川下流地区防風保安林	0.42
計	0.42
甲突川～馬渡川地区干害防備保安林	9.84
串木野～花渡川地区干害防備保安林	10.92
川内川下流地区干害防備保安林	27.64
出水地区干害防備保安林	54.24
川内川中流地区干害防備保安林	3.15
別府川～新川地区干害防備保安林	5.70
本城川～内之浦地区干害防備保安林	15.05
菱田川地区干害防備保安林	0.92
大淀川上流地区干害防備保安林	3.38
種子島地区干害防備保安林	29.44
それぞれの島地区干害防備保安林	16.64
計	176.92
串木野～花渡川地区魚つき保安林	0.90
出水地区魚つき保安林	1.56
計	2.46
甲突川～馬渡川地区保健保安林	16.57
串木野～花渡川地区保健保安林	0.82
川内川下流地区保健保安林	46.42
出水地区保健保安林	3.18
別府川～新川地区保健保安林	0.74
それぞれの島地区保健保安林	15.16
計	82.89
合 計	9,706.80

## 鹿児島県告示第691号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助のための施設介護を担当させる機関及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により、同法による介護支援給付のための施設介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成24年6月1日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

名 称	所 在 地	指定年月日
介護老人保健施設絆	垂水市田神3536番地1	平成24年4月1日

## 鹿児島県告示第692号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助のための居宅介護を担当させる機関及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により、同法による介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成24年6月1日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

居 宅 介 護 事 業 所		指定年月日
名 称	所 在 地	
かけろま薄井歯科	大島郡瀬戸内町伊子茂白熊原6番地	平成24年2月14日
グループホームまごころ	垂水市錦江町1番地238	平成24年4月1日
グループホームひいらぎ	垂水市柘原625番地2	平成24年4月1日
さくらんぼ薬局	始良市加治木町諏訪町176番2	平成24年4月1日
グループホームあかつき	薩摩郡さつま町紫尾4374-1	平成24年4月1日
みほし薬局	霧島市国分中央四丁目2634-1	平成24年4月1日
このはな薬局	霧島市国分清水一丁目8番12号	平成24年4月1日
でぐち耳鼻咽喉科	始良市平松2878番地15	平成24年4月1日
風の舞介護センター	鹿屋市野里町2486番地	平成24年4月1日
風の舞ディサービスセンター	鹿屋市野里町2486番地	平成24年4月1日
ケアネット徳洲会鹿児島川内訪問看護ステーション	薩摩川内市宮内町2026-2	平成24年4月1日
ケアネット徳洲会鹿児島川内デイサービスセンター	薩摩川内市宮内町2026-2	平成24年4月1日
デイサービス島間	熊毛郡南種子町島間2123番地	平成24年4月18日
医療法人こころの陽こまき内科循環器科クリニック	始良市宮島町55-10	平成24年4月17日

## 鹿児島県告示第693号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により、同法による介護支援給付のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成24年6月1日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

居 宅 介 護 支 援 事 業 所		指定年月日
名 称	所 在 地	

指宿さがら病院	指宿市湯の浜一丁目11番26号	平成24年4月1日
居宅介護支援事業所いきいき館	鹿屋市笠之原町3579番地1	平成24年4月17日
ケアネット徳洲会鹿児島川内ケアプランセンター	薩摩川内市宮内町2026-2	平成24年4月1日
@（あっと）居宅介護支援事業所	薩摩川内市中郷町4620-1バーディー102号	平成24年4月1日

## 鹿児島県告示第694号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり変更の届出があった。

平成24年6月1日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 指定介護機関の居宅介護事業所の名称及び所在地  
いぶすきケアネット訪問介護事業所  
指宿市大牟礼四丁目4番8号

## 2 変更の内容

変更事項	変更前	変更後	変更年月日
居宅介護事業所の所在地	指宿市十町字古浜1952番地18	指宿市大牟礼四丁目4番8号	平成24年4月1日

## 鹿児島県告示第695号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり変更の届出があった。

平成24年6月1日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 指定介護機関の居宅介護事業所の名称及び所在地  
ケアネット徳洲会鹿児島川内ケアセンター  
薩摩川内市宮内町2026-2

## 2 変更の内容

変更事項	変更前	変更後	変更年月日
居宅介護事業所の所在地	薩摩川内市田崎町1035-1	薩摩川内市宮内町2026-2	平成24年4月1日

## 鹿児島県告示第696号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成24年6月1日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		指定居宅介護支援事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
丸田病院	いちき串木野市元町151番地	医療法人杏林会	いちき串木野市旭町83番地	丸田 修士	平成24年5月31日	居宅介護支援

## 鹿児島県告示第697号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録の

有効期間を更新した。

平成24年6月1日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

登録番号	更新後の登録の有効期限	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者	
						氏名又は名称	住所
鹿児島県肥第1241号	平成30年6月25日	炭酸カルシウム肥料	粒状20炭酸苦土石灰	アルカリ分55.0 可溶性苦土20.0	その他の制限事項は公定規格のとおり	株式会社南洲石灰工業	始良市加治木町港町180番地

### 鹿児島県告示第698号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、錦江町鳥浜土地改良区の役員就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成24年6月1日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 就任した役員の氏名及び住所
  - 理事 永田二三夫 肝属郡錦江町神川666番地1
  - 理事 今隈 幸一 肝属郡錦江町神川728番地
  - 理事 今熊 悦郎 肝属郡錦江町神川826番地
  - 理事 菖蒲 正猛 肝属郡錦江町神川206番地
  - 理事 徳永 良行 肝属郡錦江町神川3304番地32
  - 監事 福永 達朗 肝属郡錦江町神川808番地
  - 監事 福園 光秀 肝属郡錦江町神川825番地
 （任期 平成23年6月2日から平成26年3月31日まで）
- 退任した役員の氏名及び住所
  - 理事 永田二三夫 肝属郡錦江町神川666番地1
  - 理事 今隈 幸一 肝属郡錦江町神川728番地
  - 理事 今熊 悦郎 肝属郡錦江町神川826番地
  - 理事 原口 光春 肝属郡錦江町神川332番地1
  - 理事 原口 幸一 肝属郡錦江町神川693番地
  - 監事 福永 達朗 肝属郡錦江町神川808番地
  - 監事 福園 光秀 肝属郡錦江町神川825番地

### 鹿児島県告示第699号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成24年6月1日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 作業の種類 基本測量（「電子国土基本図（地図情報）」修正測量）
- 作業の期間 平成24年5月25日から平成25年3月29日まで
- 作業の地域 鹿児島県全域

### 鹿児島県告示第700号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成24年6月1日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 作業の種類 基本測量（基準点測量）
- 作業の期間 平成24年7月24日から平成25年2月18日まで
- 作業の地域 指宿市，垂水市，奄美市，錦江町，南大隅町，肝付町，中種子町，大和村，

瀬戸内町，徳之島町及び天城町

## 鹿児島県告示第701号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により，次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は，鹿児島県土木部砂防課及び鹿児島地域振興局建設部建設総務課，始良・伊佐地域振興局建設部建設総務課又は熊毛支庁屋久島事務所建設課に備え置いて縦覧に供する。

平成24年6月1日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

区 域 の 名 称	区 域
笹 貫 3 地 区	次に掲げる標柱の1号から12号までを順次直線で結んだ線及び同標柱の1号と12号を直線で結んだ線により囲まれた土地の区域 標柱 標柱の所在地 1号 鹿児島市小原町4185番1 2号 鹿児島市桜ヶ丘六丁目51番1 3号 鹿児島市桜ヶ丘六丁目50番9 4号 鹿児島市桜ヶ丘六丁目49番8 5号 鹿児島市桜ヶ丘六丁目49番6 6号 鹿児島市桜ヶ丘六丁目49番5 7号 鹿児島市小原町4141番3 8号 鹿児島市小原町4156番1 9号 鹿児島市小原町4141番2 10号 鹿児島市小原町4162番1 11号 鹿児島市小原町4161番1 12号 鹿児島市小原町4167番14
湯 之 迫 地 区	次に掲げる標柱の2号から4号までを順次直線で結んだ線，同標柱の2号と15号を直線で結んだ線，同標柱の4号と17号を直線で結んだ線及び同標柱の15号から17号までを順次直線で結んだ線により囲まれた土地の区域 標柱 標柱の所在地 2号 平成13年3月23日鹿児島県告示第438号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）で指定した急傾斜地崩壊危険区域のうち湯之迫地区の区域（以下この項において「既指定区域」という。）の標柱の2号 3号 既指定区域の標柱の3号 4号 既指定区域の標柱の4号 15号 霧島市霧島大窪字宮下580番2 16号 霧島市霧島大窪字相尾535番3 17号 霧島市霧島大窪字宮下569番4
寝 待 地 区	次に掲げる標柱の1号から9号までを順次直線で結んだ線及び同標柱の1号と9号を直線で結んだ線により囲まれた土地の区域（熊毛郡屋久島町口永良部島字駒走1714番1を除く。） 標柱 標柱の所在地 1号 熊毛郡屋久島町口永良部島字駒走1714番29 2号 熊毛郡屋久島町口永良部島字駒走1714番15 3号 4号 熊毛郡屋久島町口永良部島字駒走1714番14 5号 6号 熊毛郡屋久島町口永良部島字駒走1714番3 7号 熊毛郡屋久島町口永良部島字駒走1714番2



8号	熊毛郡屋久島町口永良部島字駒走1714番25
9号	熊毛郡屋久島町口永良部島字駒走1714番4

## 北薩地域振興局告示第32号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成24年6月1日

北薩地域振興局長 前田哲志

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
特定非営利活動法人長島福祉作業所ぼんぼこ村3丁目	出水郡長島町平尾221番地	特定非営利活動法人長島福祉作業所ぼんぼこ村	出水郡長島町平尾3590番地1	大堂 和枝	平成24年5月1日	生活介護・自立訓練（生活訓練）

## 北薩地域振興局告示第33号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成24年6月1日

北薩地域振興局長 前田哲志

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
株式会社リンクス	薩摩川内市樋脇町市比野3494番地1	株式会社リンクス	薩摩川内市樋脇町市比野3494番地1	南 春良	平成24年6月1日	就労継続支援A型

## 始良・伊佐地域振興局告示第31号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成24年6月1日

始良・伊佐地域振興局長 岡田和憲

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
社会福祉法人たちばな会オレンジ学園	霧島市福山町福山838番地	社会福祉法人たちばな会	霧島市福山町福山838番地	松下 兼介	平成24年4月1日	療養介護

## 始良・伊佐地域振興局告示第32号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成24年6月1日

始良・伊佐地域振興局長 岡田和憲

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
社会福祉法人たちばな会オレンジ	霧島市福山町福山838番地	社会福祉法人たちばな会	霧島市福山町福山838番地	松下 兼介	平成24年4月1日	短期入所

## 公 告

## 大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により鹿児島市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成24年6月1日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

平成24年6月1日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
スクエアモール鹿児島宇宿  
鹿児島市宇宿二丁目2番18号
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日
  - (1) 法第6条第1項の規定による届出事項の変更に関する届出  
平成23年12月22日
  - (2) 法第6条第2項の規定による届出事項の変更に関する届出  
平成23年12月22日
- 3 意見の概要
  - (1) 駐車場を利用することができる時間帯の変更にあたっては、来店者をはじめ周辺地域の交通安全対策に万全を期すとともに、良好な生活環境の保持についても十分な対策を講ずること。
  - (2) 駐輪場、自動二輪駐輪場について、適切な管理を行うこと。
  - (3) 駐輪場等従来確保されているが、今回の変更より利用車両が多く収容できない場合には、別途確保すること。
  - (4) イベント等により、1階平面駐車場を利用し、駐輪場、自動二輪駐輪場が使用できない場合は駐車スペースを別途確保するとともに、利用者に案内を行うこと。

## 大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により霧島市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成24年6月1日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び始良・伊佐地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

平成24年6月1日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
ライフガーデン国分  
霧島市国分中央一丁目1836番1 外1筆
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日  
法第5条第1項の規定による新設に関する届出  
平成23年12月28日
- 3 意見の概要
  - (1) 本市では、良好な景観の保全と形成のため、平成24年10月からの景観条例施行にむけて準備を進めているところであり、店舗の着工は条例の施行以前ではあるが、店舗建築の際は景観条例（案）の内容について配慮すること。
  - (2) 工事中及び事業開始後に発生する廃棄物については、廃棄物処理法等の関係法令に基づいて適正に処理するとともに、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用に努めること。  
なお、事業開始後の事業系一般廃棄物は、自ら処理施設に持ち込むか、または本市の許可業者に委託して適正に処理すること。
  - (3) 騒音、振動その他公害防止関係法令を遵守し、周辺地域の自然環境を損ねることがない

ように十分留意するとともに、周辺住民等から苦情相談が寄せられた場合は、責任を持って対処すること。

なお、店舗及び乗入車両の照明・騒音等、24時間営業が周辺地域に与えると予想される環境の変化については、事前に周辺住民に十分説明を行い、営業開始後も十分留意の上対応すること。

- (4) 計画段階から周辺地域通り会との連携を密にすること。
- (5) 市道旭通り線の出入口No.2については幅員を6mとすること。

なお、出入口位置を変更する際は、車両用の平版及び敷モルタル等の復旧を行うこと。

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により肝付町長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成24年6月1日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び大隅地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

平成24年6月1日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
ニトリ鹿屋店  
肝属郡肝付町富山字上尾891番6 外11筆
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日  
法第5条第1項の規定による新設に関する届出  
平成23年12月21日
- 3 意見の概要  
周辺地域の生活環境保持の見地から支障はないと考えられ、申し出のとおり企業の立地は差し支えないと認められる。

教育委員会告示

鹿児島県教育委員会告示第2号

鹿児島県公の施設に関する条例施行規則（平成17年鹿児島県規則第74号）第5条第2項の規定により、鹿児島県上野原縄文の森の指定管理者から次のとおり変更の届出があった。

平成24年6月1日

鹿児島県教育委員会委員長 島津公保

- 1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地  
公益財団法人鹿児島県文化振興財団  
鹿児島市山下町5番3号
- 2 変更の内容

変更事項	変更前	変更後	変更年月日
名称	財団法人鹿児島県文化振興財団	公益財団法人鹿児島県文化振興財団	平成24年4月1日

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第13号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による設立の届出があった政治団体、同法第7条第1項の規定による異動の届出があった政治団体、同法第17条第1項の規定による解散の届出があった政治団体、同法第19条第2項の規定による資金管理団体の指定の届出があった政治団体及び同法第19条第3項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があった政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成24年6月1日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

## 1 設立の届出があった政治団体

## (1) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

## ア 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
森満晃後援会	森満 晃	末田 由加里	薩摩川内市久見崎町583-1	平成24年4月10日
山下和義後援会	山下 由美子	下田 俊二	伊佐市大口里2696	平成24年4月18日
今村謙作後援会	村田 弘文	今村 春香	伊佐市菱刈前目2023	平成24年5月7日
下園政喜後援会	下園 政喜	江口 伸一	薩摩川内市湯田町6553-1	平成24年5月7日
峯下ひろし後援会	野角 郁	峯下 奈子	始良市東餅田1274-6	平成24年5月16日
原発のない鹿児島をつくる会	向原 祥隆	久保 洋子	鹿児島市上荒田町3-20福永ビル102号室	平成24年5月18日
向原よしたか後援会	橋爪 健郎	山中 六江	鹿児島市上荒田町3-20福永ビル102号室	平成24年5月18日
南薩環境	鳥越 澄夫	吉村 啓利	南さつま市加世田村原3700-1	平成24年5月22日

## 2 異動の届出があった政治団体

## (1) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

## ア 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
川内市医師連盟	代表者	江畑 浩之	川原 裕一	平成24年4月3日
	会計責任者	関 浩孝	森田 隆久	
政田けいじ後援会	会計責任者	吉国 あかね	川原 あかね	平成24年4月3日
出水郡医師連盟	主たる事務所の所在地	阿久根市赤瀬川4513阿久根市民病院	阿久根市高松町22内山病院内	平成24年4月5日
鹿屋市医師連盟	会計責任者	田之上 誠	村上 潔	平成24年4月5日
日本善進会・原村且元後援会	会計責任者	吉嶺 周作	久保 光朗	平成24年4月5日
鹿児島県商工政治連盟	主たる事務所の所在地	鹿児島市伊敷台2-10-11	鹿児島市鴨池新町29-11-32	平成24年4月11日
	会計責任者	濱之上 賢二	元山 義和	
鹿児島県酪農政治連盟	会計責任者	西 洋行	柿元 博志	平成24年4月11日
神園勝喜後援会	代表者	河野 辰男	中村 周二	平成24年4月11日
	会計責任者	時任 俊明	亀割 輝夫	
平川ひさよし後援会	代表者	東條 鉄郎	西 健昭	平成24年4月13日
幸多実後援会	主たる事務所の所在地	大島郡伊仙町伊仙2898-1	大島郡伊仙町伊仙3578	平成24年4月16日
薩摩志士の会	政治団体の名称	薩摩志士の会	対話の会鹿児島	平成24年4月17日

福元光一後援会	代表者	今村 勉	小原 勝美	平成24年 4月23日
おさだ徳太郎後援会	会計責任者	西野 直子	中迎 雅紀	平成24年 4月24日
おさだ康秀後援会	会計責任者	西野 直子	中迎 雅紀	平成24年 4月24日
瀬戸口三郎後援会	代表者	市吉 幸二	二田 重信	平成24年 4月24日
	会計責任者	和田 六雄	瀬戸口 フミ子	
日本薬業政治連盟鹿 児島県支部	会計責任者	森山 正彦	飯田 真人	平成24年 4月24日
西別府おさむ後援会	主たる事務所の 所在地	いちき串木野市別 府3203-7	いちき串木野市下 名3203-7	平成24年 4月26日
	会計責任者	和田 章	中津留 美加	
ももきの幸一後援会	会計責任者	森山 レイ子	金丸 国夫	平成24年 4月26日
岩崎晴海後援会	代表者	岩崎 栄三郎	岩崎 晴海	平成24年 5月1日
松元正後援会	代表者	坂元 隼人	野中 與八	平成24年 5月2日
	会計責任者	松元 りき子	森園 政利	
名越おさむ後援会	主たる事務所の 所在地	熊毛郡南種子町中 之上2347-2	熊毛郡南種子町中 之上2499	平成24年 5月11日
鹿児島県獣医師政治 連盟	会計責任者	田良島 靖	東中川 正和	平成24年 5月15日
鹿児島県電気工事業 政治連盟	代表者	寺田 実三	中島 博夫	平成24年 5月21日
原発のない鹿児島を つくる会	会計責任者	岩井 哲	久保 洋子	平成24年 5月22日
神園勝喜後援会	主たる事務所の 所在地	伊佐市大口原田 639-35	伊佐市菱刈前目 2177	平成24年 5月23日

## 3 解散の届出があった政治団体

## (1) 政党の支部

## ア 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
自由民主党鹿児島県曾於郡区第二支部	徳留 紀寿	平成24年3月31日

## イ 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
自由民主党鹿児島県衆議院選挙区第五支部	米 正剛	平成24年3月1日

## (2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

## ア 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
敷根忠昭後援会	平田 健志	平成24年3月24日
岩下儀平後援会	平野 利夫	平成24年3月29日
政治結社栄和青年社	今吉 清和	平成24年3月30日
あつち和幸後援会	小山田 正彦	平成24年3月31日
沖田義一後援会	瀬戸口 照記	平成24年3月31日
徳留のりとし後援会	徳留 紀寿	平成24年3月31日
毅翔会	杉田 伸治	平成24年4月27日
徳田たけし親交会	伊地知 稔	平成24年4月27日
徳田たけし政経賛助会	古仲 幹男	平成24年4月27日
徳田たけしと未来を語る会	松岡 四郎	平成24年4月27日

## 4 資金管理団体の指定の届出があった政治団体

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
向原 祥隆	鹿児島県知事	原発のない鹿児島をつくる会	鹿児島市上荒田町3-20福永ビル102号室	向原 祥隆	平成24年5月18日

## 5 資金管理団体の指定の取消しの届出があった政治団体

指定の取消しの届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
徳留 紀寿	鹿児島県議会議員	徳留のりとし後援会	曾於市末吉町深川1706	徳留 紀寿	平成24年5月1日

## 人事委員会規則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年6月1日

鹿児島県人事委員会委員長 上園淳

## 鹿児島県人事委員会規則第2号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年鹿児島県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表中「港湾対策審議監 都市緑化フェア総括監」を「土木監 港湾対策審議監」に、

「	家畜保健衛生所	所長 次長 支所長	を
	大口育成牧場	場長	
」			
「	家畜保健衛生所	所長 次長 支所長	に、
」			
「	東京事務所	所長 次長	を
	かごしま遊楽館	館長 副館長	
」			
「	東京事務所	所長 次長（総務担当に限る。）	に改
」			

める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 監査委員公表

## 監査委員公表第8号

平成24年3月29日付け監査第133号の監査結果に基づき、平成24年5月15日付け鹿公委会第1号で鹿児島県公安委員会から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により次のとおり公表する。

平成24年6月1日

鹿児島県監査委員 弓指 博昭  
同 橋口 和博  
同 堀之内芳平  
同 二牟礼正博

## 文書注意事項

機 関 名	事 項 の 内 容	講 じ た 措 置 の 内 容
交通機動隊，鹿 児島中央警察署， 鹿児島西警察署， 薩摩川内警察署， 始良警察署，霧 島警察署，曾於 警察署	交通事故が複数あ り，公用車等に損害 が発生している。	1 各種会議や研修の場において，事故事例に 基づく指示，教養及び小テストを実施し，安 全意識の高揚を図った。 2 交通事故防止意識の向上を図るため，小グ ループ検討会を実施するとともに，安全運転 指導員等による運転訓練を行い，運転技術の 向上を図った。
機動隊，南さつ ま警察署，志布 志警察署	交通事故があり， 公用車等に損害が発 生している。	3 事故当事者による体験談スピーチや朝礼時 の安全運転五則等の唱和，ヒヤリハット体験 談の発表を行い，事故防止の意識付けを図っ た。
鹿児島南警察署， 鹿屋警察署	交通事故が複数あ り，公用車等に相当 額の損害が発生して いる。	4 本部主催の安全運転講習会を受講した職員 による還元教養を行うなど，教養内容の浸透 を図った。
霧島警察署	物損事故が複数あ り，公用車に損害が 発生している。	
鹿児島西警察署	物損事故により， 小型カメラに損害が 発生している。	関係者に再発防止の指示をしたほか，朝礼時 や課長等会議時に事故事例を紹介し，物品の保 管・管理の徹底，再発防止について指示・教養 を実施した。
薩摩川内警察署	平成22年度の役務 費に係る支出事務に おいて，翌年度に支 払っているものがあ る。	1 業務担当者による確実な執行伺いの作成と， 会計課への合議を徹底するなど，相互の連携 強化を図った。 2 予算執行チェック表の活用により，支払漏 れの確認を行うとともに，各種帳票との照合 を複数で実施し，同種事案の再発防止を図っ た。
出水警察署	平成21年度の役務 費に係る支出事務に おいて，翌年度に支 払っているものがあ る。	

## 公安委員会公告

## 警備業貴重品運搬警備業務2級検定実施公告

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定により，警備員又は警備員になろうとする者に対し，警備業貴重品運搬警備業務2級検定を宮崎県公安委員会と共同で，次のとおり実施する。

平成24年6月1日

鹿児島県公安委員会委員長 豊島忍

- 1 検定の種別及び級の区分  
貴重品運搬警備業務2級
- 2 検定の実施日時，実施場所及び受検定員

## (1) 実施日時

平成24年9月1日（土）午前9時から午後5時まで。ただし，受付は，当日の午前8時30分から午前9時までとする。

## (2) 実施場所

鹿児島県警察本部（鹿児島市鴨池新町10番1号）

(3) 受検定員

30人（宮崎県公安委員会が受け付ける受検者を含むものとし、受付先着順とする。）

3 検定の受検資格

県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員で県内の営業所に属しているもの

4 検定の方法及び内容

(1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 貴重品運搬警備業務を実施するために使用する車両（以下「貴重品運搬警備業務用車両」という。）並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

エ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

ア 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

イ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

5 検定申請の手続

(1) 受付の期間及び時間帯

ア 期間

平成24年7月24日（火）から同年8月3日（金）まで（県の休日を除く。）

イ 時間帯

午前8時30分から午後5時まで

(2) 提出書類

ア 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）別記様式第1号の検定申請書（以下「検定申請書」という。） 1通

イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2葉

ウ 受検者の住所地を疎明する書面（県内に居住する場合に限る。） 1通

エ 県内の営業所に属することを疎明する書面（県外に居住する警備員又は県内に居住する警備員で、受検者の住所地を疎明する書面を提出しないものに限る。） 1通

(3) 申請先及び申請方法

ア 申請先

県内に居住する場合における受検者の住所地又は受検者が県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

イ 申請方法

受検者本人による申請（受検者本人以外による申請及び郵送等による申請は認めない。）

6 検定手数料

16,000円（16,000円分の鹿児島県収入証紙を検定申請書に貼り付けて提出すること。）

なお、検定申請書を受理した後は、検定手数料は返還しない。

7 その他

(1) 本検定の学科試験は、実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。

なお、実技試験においても、合格点に達しないことが明らかになった場合は、その時点で当該受検者に対する実技試験を中止し、以降の実技試験は行わない。

(2) 受検に際しては、筆記用具、室内用運動靴及び雨着（雨天時のみ）を持参すること。

(3) 合格者発表は、検定当日、検定の実施場所において行う。



(4) 検定当日、合格者に対しては検定規則第11条に規定する成績証明書を交付する。

8 問合せ先

本検定についての問合せは、鹿児島県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話099-206-0110内線3014・3018）に行うこと。

## 収用委員会告示

### 鹿児島県収用委員会告示第4号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、裁決手続の開始を次のとおり決定した。

平成24年6月1日

鹿児島県収用委員会

1 起業者の名称

国土交通大臣

2 事業の種類

高速自動車国道東九州自動車道新設工事（鹿児島県鹿屋市串良町細山田字山之上地内から曾於市大隅町荒谷字荒谷地内までの間及び鹿児島県曾於市大隅町大谷字乗田地内から同市大隅町岩川字鳥居川地内までの間）並びにこれに伴う町道及び農業用道路付替工事

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

土地の所在	地 番	地 目		全体の地積（㎡）		収用しようとする土地の面積（㎡）	使用しようとする土地の面積（㎡）
		公 簿	現 況	公 簿	実 測		
鹿児島県曾於市大隅町大谷字四月田	3395番	山林	山林	1,143	1,142.20	79.18	2.42

4 土地所有者の氏名及び住所

谷山一平

神奈川県横浜市南区中村町五丁目315番地 清明の郷

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日

平成24年5月22日

## 正 誤

平成24年5月8日付け鹿児島県公報第2801号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ペ ー ジ	9	訂 正 箇 所	下から 8行目	誤	新宮領すすむ 後援会	新宮領 すす む	新宮領 順子	指宿市西方 1717
					正	(削る。)		